

**令和元年度
守谷市障がい者福祉計画（第3期）の
取組状況について**

1 共に築く福祉のまちづくり

1 共に築く福祉のまちづくり
 1-1 共に支え合うまちづくりの推進
 (1) 理解と交流の促進

【取組の方向性】

全ての人々が「障がい」についての理解を深めることができるよう、講演会等の学習機会を設けるほか、市広報紙等を通じた啓発活動を行います。また、多様な場面において、障がいのある人とない人との交流機会を増やします。

施策・事業	内容	実施事項（実施事項がない場合は、その理由）
講演会・勉強会の開催	講演会等を開催し、市民が「障がい」についての一般的な知識や専門的な知識を学ぶ機会を確保します。	社会福祉協議会で実施している日常生活支援事業の協力員に対して、障がい福祉に関するサービスについて説明をする勉強会を実施しました。
広報活動の推進	市広報紙、市ホームページ、パンフレット等の様々な広報手段を用いて、「障がい」や「障がい者」に対する理解を深める啓発活動を推進します。	広報もりやや市制モニターを活用し「障がい」や「障がい者」に対する理解を深めるための啓発活動を実施しました。
障がい者週間における啓発活動の実施	市庁舎に懸垂幕を掲示し、障がい者週間（12月3日から12月9日まで）の周知を図るとともに、この期間中において「障がい」についての理解を深めることができるよう、啓発活動を実施します。	障がい者について理解を深めるために、中央図書館において特設コーナーを設置し、障害児父母の会の活動、作品等を展示しました。また市庁舎正面玄関に懸垂幕を設置し、市政情報モニターへの掲載をしました。
福祉教育の推進	道徳の時間等において人権教育を実施するほか、福祉体験学習の機会を通して障がいについての理解を深める取組を行います。	小・中学校では、「人権教育全体計画」「人権教育推進計画」「人権教育年間指導計画」を作成し、道徳、特別活動の時間等に、人権教育を行っています。 また、市内小中高合同で思いやりあふれる学校・街づくりを目的として「Moriyaきらめきフォーラム」を開催しております。本年度は、各中学校区でフォーラムを行い、地域の清掃やあいさつ運動などに取り組みました。 福祉体験学習においては、総合的な学習等で各校計画的に取り組むことができました。
交流機会の確保	守谷市障がい者福祉センターで実施する「ひこうせんまつり」等のイベントを通じて、障がいのある人とない人との交流機会を確保します。また、特別支援学校の児童と地域の児童との交流機会を確保します。	指導室では、伊奈特別支援学校、下妻特別支援学校に通っている児童・生徒が、市内小・中学校で居住地校交流を行いました。 守谷市社会福祉協議会主催の守谷市近隣の障がい児者施設・団体が出店した「第11回買ってNetバザールinイオンタウン守谷」（7/6・7）や「守谷市ふくしまつり」（11/16実施）を通じて、障がいのある人とない人と交流を行いました。 社会福祉協議会では、伊奈特別支援学校、下妻特別支援学校に通っている児童・生徒が、市内小・中学校で居住地校交流を行いました。

(2) 市民参加による多様な福祉活動の促進

【取組の方向性】

市民の地域福祉の意識を高めるとともにボランティア意識の醸成に努め、地域ボランティアが地域福祉活動の担い手となるよう支援します。また、ボランティア団体の交流やボランティア活動の活性化を促します。

施策・事業	内容	実施事項の詳細（実施事項がない場合は、その理由）
ボランティアの確保・育成	ボランティア養成講座や研修会を開催するほか、ボランティア団体の交流会を実施します。	伊奈特別支援学校守谷地区会と高野地区子どもヘルパー、守谷市ボランティア協会会員の交流を行いました。 高野地区子どもヘルパーが茨城リハビリテーション病院作業療法士によるリハビリ体験や栃木県「東日本盲導犬協会」での盲導犬体験等を実施しました。
ボランティア活動の支援	ボランティア活動に関する情報提供や活動場所の支援を行うことにより、市民がボランティア活動に参加できる環境を整えるとともに、ボランティア活動を活性化します。	市民活動支援センターでは、これまでに蓄積した市内団体との連携を生かし、地域で活動するために必要な知識や具体的な手法等を希望する市民へ直接アドバイスをするとともに、ボランティアガイドブックを作成した。また、市内の公益活動団体を紹介することで、公益活動への参画機会を提供しました。
ボランティアニーズの把握	障がい者がどのようなボランティアを求めているのかを把握し、ボランティア団体に障がい者が求める支援の情報を提供します。	福祉体験学習（手話・点字・車いす・目かくし歩行・インスタントシニア）においては、各学校の希望等に応じ、ボランティアや社会福祉協議会が指導を行い、体験を通じて、当事者や福祉について学ぶ機会を提供しました。
（仮称）地域福祉活動協力員制度の導入	地域の支え合い・助け合い等の地域福祉活動に取り組むため、地域福祉活動協力員制度の導入を進めます。	「知っておきたい介護講座」を開催しました。 介護の基礎講座を4日間開催しました。

1 共に築く福祉のまちづくり

1-2 安心・安全な生活環境づくり

(1) 障がい者に配慮したまちづくりの推進

【取組の方向性】

障がいの有無にかかわらず、全ての人が快適に暮らせるよう、建物や道路、公共施設等のバリアフリー化等に取り組むとともに、民間事業者等に対してもこれらの取組への協力を要請します。

施策・事業	内容	実施事項（実施事項がない場合は、その理由）
公共施設のバリアフリー化の推進	公共施設の建設や改修に当たっては、段差の解消や手すりの設置、障がいの特性に配慮した同線の確保等、全ての人が利用しやすいように施設整備をおこないます。	児童生徒が安心して学べる環境整備として、御所ヶ丘小学校の大規模改修工事の中で車椅子利用者が安全に移動できるようエレベーターやスロープを設置し段差解消を行うとともに、多目的トイレを整備しています。また、大野小学校屋内運動場改修工事ではスロープ等による段差解消と多目的トイレを整備しました。利用者の安全な動線確保のため、保健センターの改修工事の中で正面出入り口のスロープを改修し段差解消を行いました。松ヶ丘小学校児童クラブの増築工事では出入口にスロープを設置して段差解消の整備をしました。中央公民館改修でホール内に手摺りを設置して利便性の向上を図りました。
安全な歩行空間の整備	道路の新設や改修に当たっては、全ての人が安心して通行できるよう、安全な歩行空間の整備を行います。また、障がい者の通行の妨げになる歩道上の不法占有物を解消し、安全な歩行空間を確保します。	狭あい道路の拡幅工事を1路線実施しました。
点字ブロックの設置	視覚障がい者が安全に移動できるよう、歩道の新設や改修に当たっては、点字ブロックを設置します。また、点字ブロックの破損が確認された場合には、早期に改修します。	特に新規での設置なし。既存点字ブロックの補修等を実施しました。
低床バスの導入	市が運行するコミュニティ・バスについて、障がい者や高齢者等に利用しやすいよう、低床バスによる運行を推進します。	もりやコミュニティバスは再編に伴い2台の低床バス（ワンステップバス）で運行しています。また、関東鉄道株式会社が市内を運行する路線バスは、9割が低床バス（ノンステップ・ワンステップバス）です。さらに路線バスについては、今後、ワンステップバスも、ノンステップバスへ入れ替える予定です。
民間施設のバリアフリー化の推進	民間事業者が公共性の高い施設を建設する際には、全ての人が利用しやすい施設となるよう整備を促します。	開発行為等の申請があった場合には、障がい者用の駐車スペースやスロープ及び手すりの設置の有無を確認して指導しています。

障がい者に配慮した駐車場設置の推進	民間事業者が設置する公共性の高い施設において、身体に障がいのある人等に配慮した駐車場の設置を促します。	開発行為等の計画の相談や申請があった場合に、公共性の高い施設は勿論のこと、公益性の高い施設、店舗及びサービス施設の計画の場合には、障がい者等用駐車場の設置の有無を判断し指導しています。
-------------------	---	--

(2) 居住環境の整備・改善

【取組の方向性】

障がいの状態に応じて行う住宅改修や住宅内の移動等を支援する用具の購入について、支援を行います。また、公営住宅については、障がいのある人の入居に配慮するとともに、障がい者も安心して暮らせるよう、バリアフリー化の取組を進めます。

施策・事業	内容	実施事項の詳細（実施事項がない場合は、その理由）
住宅改修の支援	身体に障がいのある人が自宅において安心して暮らすことができるよう、住宅の改修に必要な費用を助成します。また、住宅改修費用の助成制度を広く周知・案内し、対象が遺漏なく利用できるよう支援します。	身体障害者手帳等を交付する方に、制度の説明をしています。 令和元年度申請件数：6件 1,039,999円
移動・移乗支援用具の給付	居住環境における安全な移動・移乗に資するため、住宅内における移動・移乗支援用具（手すり、スロープ等）を給付します。	自宅内の移動等に必要な方に、制度の説明をしています。 令和元年度申請件数：58,230円
公営住宅のバリアフリー化の推進	障がい者が利用しやすいように、公営住宅のバリアフリー化を推進します。	平成30年度に実施しました。（浴室のバリアフリー化）

(3) 暮らしの安全対策の充実

【取組の方向性】

災害が発生した際に、一人で避難することができない障がい者の支援が行えるよう、地域ぐるみでの見守り体制の構築を図ります。また、障がい者や高齢者等に対する犯罪被害を防止するための防犯知識の周知や地域における防犯体制の充実を目指します。

施策・事業	内容	実施事項（実施事項がない場合は、その理由）
避難行動要支援者名簿の整備	災害が発生した際等に自ら避難することが困難で支援が必要な人を把握し、有事の際にこれらの人が円滑に避難できるよう、避難行動要支援者名簿を整備します。	守谷市避難行動要支援者登録制度実施要綱に基づき、7月1日と1月1日を基準日として年2回名簿を作成し、自治会・町内会に名簿を交付しました。また、消防署、警察署、民生委員児童委員等の支援者に名簿を提供しました。
福祉避難所の確保・周知	通常の避難所では避難生活が困難な人のために、福祉施設等と協定を結ぶことで福祉避難所を確保し、当該避難所の情報を周知します。	新規開設の施設はなかった。台風19号の影響により、体育館等の避難所を開設し、さらに体育館等の避難所では支障のある方は市役所及び保健センターを解放したが、協定を結んでいる福祉避難所への移送を要しなかったために実施事項はありません。
NET119の登録の勧奨	音声による緊急通報が困難な障がい者に対して、NET119への登録を勧奨し、緊急時の通報手段を確保します。	「障がい者福祉のしおり」に記載し、音声による緊急通報が困難な障がい者に対して、NET119への登録を勧奨しました。
「メールもりや」・「Morinfo（もりんふお）」登録の促進	「メールもりや」・「Morinfo（もりんふお）」登録を促進し、災害や防犯に係る情報をいち早く入手できるよう支援します。	<p>【交通防災課】</p> <p>サービス事業所連絡協議会、防災講演会や市内イベントにおいて「メールもりや」、「Morinfo（もりんふお）」のPRを行い登録を推進するとともに、改正した「ハザードマップ」に掲載し、新規登録者を増やすべく工夫をした。</p> <p>また、窓口において「メールもりや」、「Morinfo（もりんふお）」のインストールのお手伝いを行い、災害・防犯情報を早期に入手できるような支援を行いました。</p> <p>【秘書課】</p> <p>サービス事業所連絡協議会、防災講演会や市内イベントにおいて「メールもりや」、「Morinfo（もりんふお）」のPRを行い登録を推進するとともに、改正した「ハザードマップ」に掲載し、新規登録者を増やすべく工夫をしました。また、窓口において「メールもりや」、「Morinfo（もりんふお）」のインストールのお手伝いを行い、災害・防犯情報を早期に入手できるような支援を行いました。また転入者に向けて、Morinfoの案内を総合窓口課に依頼して、お渡ししています。</p>

<p>防犯体制の充実</p>	<p>障がい者や高齢者等が悪徳商法等の犯罪被害者にならないよう、防犯知識の周知や消費者被害防止に向けた情報を提供します。また、犯罪の発生を未然に防ぐため、地域における自主的な防犯活動を促進します。</p>	<p>【交通防災課】 高年齢者等が犯罪被害に遭わないよう広報紙等に掲載し、被害防止に努めた。また、地域からの要望で防犯講話に伺うと共に、防犯キャンペーンを通して防犯意識の向上に努めました。 イベント等ではパンフレットやチラシを呼びかけと共に配布し、市役所窓口には冊子・ポスターを掲示し、日常的に犯罪被害に遭わないよう呼びかけを行いました。</p> <p>【経済課】 消費者被害の事例を広報誌に定期的に掲載し被害防止に、防犯講話や防犯キャンペーンを通して、防犯知識の向上に努めました。また、広報紙を通して、犯罪の発生状況や犯罪に遭わないための方法を周知しました。 さらに、消費者啓発関係のパンフレットや冊子を市役所庁舎内に設置したりイベント等で配布するなどし、最新の情報を提供しました。</p>
----------------	--	--

2 地域で自立した主体的な生活の支援

2 地域で自立した主体的な生活の支援

2-1 権利擁護の推進

(1) 権利の擁護

【取組の方向性】

障がいのため自ら法律行為を行うことや財産を管理することが困難な人のために、成年後見制度の利用支援を行います。

施策・事業	内容	実施事項（実施事項がない場合は、その理由）
成年後見制度の周知	成年後見制度についての認知度が低いため、市広報紙等により制度の周知を図ります。	窓口において、成年後見制度の利用が見込まれる方の親族からの相談に応じ、制度の概要や申立て手続き等について説明を行いました。
成年後見制度の利用支援	成年後見制度の利用が必要と見込まれる人について、申立てを行うことができる親族に対して成年後見審判の申立てを促します。また、申立てを行う人がいない場合には、「守谷市成年後見制度利用支援事業実施要綱」に定めるところにより、成年後見制度の利用支援を行います。	認知症等の理由により日常生活を営むことに支障がある高齢者に対して成年後見審判申立ての利用支援を実施しました。成年後見制度利用促進目的に専門職による相談を実施しました。

(2) 差別の解消

【取組の方向性】

障がい者に対する差別行為の防止及び合理的配慮の提供に関する啓発及び知識の普及を行い、障がい者に対する差別の解消を目指します。

施策・事業	内容	実施事項（実施事項がない場合は、その理由）
差別解消の周知・啓発	市広報紙や市ホームページ等により、障がい者に対する差別の解消についての啓発や知識の普及を行います。	3月の民生委員児童委員定例会の際に配布予定でしたが、コロナの影響で定例会が中止となったため、配布しませんでした。
市職員に対する研修	「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」に定められた事項が順守されるよう、市職員に対する研修を実施します。	「障害者差別解消法」に関する研修会を全職員対象に実施しました。

(3) 虐待の防止

【取組の方向性】

何人も、障がい者を虐待してはならないことを周知し、障がい者虐待の防止や早期発見、迅速な対応及びその後の適切な支援を行います。

施策・事業	内容	実施事項の詳細（実施事項がない場合は、その理由）
虐待防止に関する啓発	障がい者に対する虐待防止のため、市民や福祉サービス事業者に対して啓発を行います。	「障がい福祉のしおり」において、障がい者虐待防止センターを周知しました。また、市内の相談支援事業所の相談支援専門員に対して、虐待の種類や虐待の事例について共有を図り、虐待防止に関する啓発をしました。
事業者による虐待の防止	福祉サービス事業所において障がい者に対する虐待が生じないように、事業者における虐待防止の研修の実施を働きかけます。	事業所実地指導において、虐待防止の取組について進言しました。
虐待の早期発見・通報	障がい者に対する虐待を発見したときは、速やかに障がい者虐待防止センターに通報するよう周知します。	虐待の通報が1件あり、関係機関と連携をし、虐待ではなかったが、虐待防止の観点から障がい福祉サービスの利用につなげました。
虐待案件の解決のための体制整備	警察や医療機関等の関係団体と十分に連携し、虐待案件の迅速な解決に取り組みます。また、福祉サービス事業所における虐待案件については速やかに茨城県に通報し、必要に応じて特別監査を実施します。	虐待通報が1件あり、警察、病院、事業所と連携しました。

2 地域で自立した主体的な生活の支援

2-2 生活支援サービスの充実

(1) 日常生活の支援

【取組の方向性】

障がい者が住み慣れた地域において安心して暮らしていくことができるよう、福祉サービスの提供体制の充実を図ります。また、障がい者の生活の支援と安定を図るための各種制度の周知を行います。

施策・事業	内容	実施事項（実施事項がない場合は、その理由）
介護給付の提供	日常生活に支援が必要な障がい者が、自宅や施設において安心して生活ができるよう、サービスの提供体制を確保します。	相談支援専門員が作成するサービス等利用計画に基づき、障がいのある方が必要なサービスを受けることができるように支給決定を行いました。
訓練等給付の提供	地域社会において自立した生活ができるよう、必要な訓練を受けたり、福祉的就労や就労についての支援が受けられるよう、サービスの提供体制を確保します。	相談支援専門員が作成するサービス等利用計画に基づき、障がいのある方が必要なサービスを受けることができるように支給決定を行いました。
障がい児通所支援の提供	療育が必要な児童やその保護者が適切な支援が受けられるよう、サービスの提供体制を確保します。	こども療育教室では、保護者と随時面談を実施し、円滑に支援が開始できるよう、情報提供を行いました。 市役所の窓口や療育教室、保健センターに相談に来た、療育が必要な児童やその保護者に対して、必要なサービスが提供できるよう支給決定を行いました。
その他の生活支援サービスの提供	障がい福祉サービスや障がい児通所支援では満たしきれない支援ニーズに対応するため、地域生活支援事業を実施して、支援の更なる充実を図ります。また、身体に障がいのある人に対しては補装具の交付等により、日常生活や社会生活がより快適に送れるよう支援します。	障がい福祉サービスや障がい児通所支援では満たしきれない支援を要する方への対応として、訪問入浴サービス日中一時支援事業、移動支援事業等の地域生活支援事業を実施しました。 また、身体障がいのある方に対し、補装具を交付することで、より快適な生活が送れるように支援しました。

サービス提供事業者の参入促進	訪問系サービスや短期入所を行う市内の事業所が少ないため、民間事業者による事業所の開設を促します。また、新たに「自立生活援助」、「就労定着支援」といったサービスが開始されるため、これらのニーズを把握し事業者の参入を促します。さらに、新たな支援ニーズが顕在化した場合には、必要に応じて事業者の参入を促します。	民間事業者から事業者の開設に関する相談があった際に、現在の当市の事業所の状況や利用者のニーズを伝え、事業所の参入を促しました。
生活を支援する制度の周知	障がい者の生活を支援するため、障がい者が受給できる年金や手当について周知します。また、税の控除や医療費の助成制度、各種割引制度を案内し、障がい者の経済的負担の軽減を図ります。	特別支援学校に通う障がい児の保護者を対象として勉強会を開催し、障がい年金や手当、各種助成制度についての説明を行いました。また、「障がい者福祉のしおり」や守谷市ホームページで市民に周知を図りました。

(2) 相談支援体制の充実

【取組の方向性】

障がい者やその家族から寄せられる様々な相談の内容に応じて、適切な支援につなげることができるよう、市の各相談窓口の連携に努めます。また、身近な相談から専門的な相談に至るまでの総合的な相談体制を構築するため、市と相談支援事業所や関係機関が連携を密にすることはもとより、身近なところで気軽に相談できる体制を整備します。

施策・事業	内容	実施事項の詳細（実施事項がない場合は、その理由）
関係機関による相談体制の整備	市に寄せられる、保健・医療・福祉等の多岐にわたる相談に的確に対応できるよう、課の単位にとらわれることなく、関係部署が連携して支援します。また、市の機関のみで解決できない相談については、医療機関・保健所等の外部の関係機関と連携し、相談支援を実施します。	課の単位に捉われることなく、具体的なケースに応じて関係各課と連携して情報共有し、解決のために協議を実施しました。また、学校や医療機関等の外部機関とも連携し、課題の解決に取り組みました。
福祉サービス利用に係る相談体制の整備	福祉サービスの利用に係る相談については、相談支援事業所において十分なアセスメントを実施し、必要な福祉サービスが受けられるよう適切に支援します。また、事業者の参入を促して相談支援体制の更なる充実を図るとともに、相談支援専門員の意見交換の場として設立された障がい者相談員連絡会を活用し、相談員の資質向上に取り組みます。	福祉サービスの利用に係る相談については、相談支援事業所において十分なアセスメントを実施し、必要な福祉サービスが受けられるよう適切な支援を行いました。相談支援連絡協議会を3回開催し、社会資源の共有や具体的ケースについての意見交換を行いました。令和元年度、新たに1事業所が参入しました。
障がい者相談員による支援	当事者やその家族だからこそ打ち明けられるような相談については、身体障がい者相談員、知的障がい者相談員が同じ目線に立って、相談支援を実施します。また、障がい者相談員の資質向上のため、相談員研修会に積極的に参加します。	相談員としての見識を深めるため、身体障がい者相談員及び知的障がい者相談員が研修会に参加しました。
民生委員・児童委員による支援	民生委員・児童委員の役割や活動について広く周知を図り、身近な地域で相談が受けられるようにします。	5月12日の「民生委員児童委員の日」に合わせ、5/10号の広報もりやに民生委員児童委員の活動内容を掲載し、周知を図りました。また、12月1日に実施された一斉改選の結果について、1/10号の広報もりや及びホームページに全委員の名簿を掲載し、市民への情報提供を行いました。

(3) 生活の場の確保

【取組の方向性】

障がい者が人格と個性が尊重された生活を送ることができるよう、それぞれの障がいの特性に応じた多様な生活の場を確保します。

施策・事業	内容	実施事項の詳細（実施事項がない場合は、その理由）
グループホームの整備の推進	施設等を退所して地域で生活する人や「親亡き後」に自立した生活を営む場として、グループホームの整備を推進します。	グループホーム設立を考えている法人等に対して、市内のグループホームの数や利用状況について案内をしました。
施設入所の支援	障がいの特性等により在宅生活が困難で、日常生活上の介護が常時必要な人については、十分なアセスメントを実施した上で、施設への入所を支援します。	在宅生活が困難で施設入所を希望する方に、相談支援専門員を中心に十分なアセスメントをし、支援会議等を行い、施設への入所を支援しました。
公営住宅の入居の支援	障がい者が公営住宅に入居しやすいよう、入居者の選考に当たり配慮します。	入居選考基準表において、障がい者に配慮した加点枠を設けています。（入居予定者に障がい者等のいる世帯）

(4) 地域生活への移行の推進

【取組の方向性】

施設入所者や長期入院患者の地域生活への移行を推進するに当たっては、十分なアセスメントを実施し、本人の意向を踏まえながら、地域生活への移行に取り組めます。

施策・事業	内容	実施事項（実施事項がない場合は、その理由）
地域生活への移行ニーズの把握	施設に入所する障がい者やその家族が、生活の場所についてどのような意向を有しているかについて、相談支援専門員を通じて把握します。	相談支援専門員が、施設に入所する障がい者やその家族から生活の場所や今後のサービスについてどのような意向を有しているかアセスメントを行い、地域移行についてのニーズを把握しました。
福祉サービスの利用の推進	地域生活に移行する障がい者に対しては、地域移行支援、地域定着支援、自立生活援助といったサービスを提供し、地域生活への円滑な移行や地域生活の継続を支援します。また、地域社会での生活を送るに当たっては、居宅介護等の居住系サービスを提供するほか、グループホームの利用を支援します。	地域移行支援、地域定着支援、自立生活援助の対象者はいませんでした。地域社会での生活を送るにあたって、居宅介護等のサービスやグループホームのサービスを提供しました。

(5) 制度の円滑な運営と利用促進

【取組の方向性】

障がい者が必要とする支援を適切に受けることができるよう、各種制度や福祉サービスの情報提供を行います。また、提供されるサービスの質の向上を図るため、事業者に対して必要な指導を行います。

施策・事業	内容	実施事項の詳細（実施事項がない場合は、その理由）
障がい者に対する各種制度の周知	「障がい福祉のしおり」を配布するほか、説明会等を開催し、障がい者に対する支援制度や福祉サービスを周知します。	「障がい福祉のしおり」を配布し窓口で案内をしました。また、特別支援学校対象者と保護者を対象に勉強会を行いサービスやその他の制度について案内しました。
福祉サービスの利用の促進	障がい者が日常生活や社会生活を送る上で必要とされる福祉サービスを案内し、その人に応じたサービスの種類及び量が適切に提供されるよう支援します。	障がい者を理由に日常生活に支障がある方の相談があった場合、障がい福祉サービス等の案内をし、相談支援専門員や事業所と連携をしながら、その方に応じたサービスが提供されるように支援しました。
福祉サービスの質の向上	サービスの質の向上及び事業所運営の適正化を目的として、県と連携してサービス提供事業者に対し実地指導を行います。また、事業所の資質向上のため、事業所同士が活発に意見や情報の交換が行えるよう、必要な支援を行います。	県と連携して5ヶ所のサービス提供事業者に対し実地指導を行い、福祉サービスの質の向上につながる指導をしました。

2 地域で自立した主体的な生活の支援

2-3 保健・予防の充実

(1) 保健サービスの充実

【取組の方向性】

生涯にわたって健康を保持し、障がいの原因となる疾病等の予防に資することができるよう、ライフステージに応じて健康診査や保健指導を実施します。

施策・事業	内容	実施事項の詳細（実施事項がない場合は、その理由）
乳幼児に対する健康診査の実施	乳幼児の成長段階に応じ、3か月児から3歳5か月児までについて、定期的に健康診査を行います。また、健康診査の結果を踏まえて、必要に応じて、事後指導や個別相談を実施します。	令和2年3月実施予定の各健診2回分は新型コロナウイルスの影響で延期しました。ただし、3～4か月児健診2回分に関しては、市内医療機関での個別健康診査へ変更し実施しました。
就学児童等に対する健康診断の実施	次年度に就学を控えた児童に対し、各小学校において、視力、聴力、内科検診、知能検査等を行います。また、就学後においては、各学校において、内科検診、色覚検査、腎臓検診、心臓検診等を行います。	令和元年10月から11月までに市内公立小学校9校で就学時健康診断を実施。障がいのある児童は、保護者と事前打合せの上、それぞれの状況に応じて対応しました。
妊婦の健康診査の実施	病院において妊婦が受ける健康診査について、年14回を上限として健康診査費用の一部を助成します。	妊婦健康診査の助成を実施しました。
成人の健康診査の実施	健康づくり健康診査、特定健康診査、後期高齢者医療健康診査といった世代に応じた健康診査のほか、がん検診を実施します。	各種健康診査、各種がん検診及び検診後のフォローを実施しました。

(2)こころの健康づくりの推進

【取組の方向性】

こころの健康づくりに関する理解の促進のため、啓発活動や講座を行います。また、専門的知識を有する者の相談が受けられるよう、相談窓口を開設します。

施策・事業	内容	実施事項の詳細（実施事項がない場合は、その理由）
理解促進・啓発活動の実施	市広報紙や市ホームページ、健診やイベント等の機会を利用して、こころの健康についての理解促進や啓発活動を実施します。	精神保健福祉ボランティア養成に関する講座、街頭啓発活動を実施しました。
学習機会の提供	メンタルヘルスに関する講座を開講するほか、地域のサークルや町内会などに出向いて、出前講座を実施します。	メンタルヘルスに関する講座、ボランティア講座を実施しました。
相談窓口の充実	定期的に相談窓口を開設するほか、精神保健福祉士による電話、面接、訪問により、「こころの健康相談」を実施します。	土、日の相談体制としてアルコール家族支援相談会実施しました。定例のこころの健康相談実施しました。
関係機関との連携	「こころの健康相談」等において支援が必要と判断されたケースについては、福祉、医療機関、警察等の関係機関と連携してカンファレンス等を実施します。	「こころの健康相談」等において支援が必要と判断されたケースについては、福祉、医療機関、警察等の関係機関と連携してカンファレンス等を実施しました。

(3) 難病患者への支援

【取組の方向性】

難病患者の日常生活や社会生活に資するため、福祉サービスや手当を適切に受給することができるよう支援します。

施策・事業	内容	実施事項の詳細（実施事項がない場合は、その理由）
難病患者へのサービスの提供	難病患者の日常生活や社会生活を支援するために、相談支援専門員や福祉サービス事業所と連携して必要な福祉サービスを提供します。また、在宅生活の支援のために必要とされる日常生活用具を給付します。	難病による日常生活用具の申請はありませんでした。
小児慢性特定疾病児の日常生活用具の給付	医療機関と連携して制度を案内し、疾病児の在宅生活の支援のために必要とされる日常生活用具を給付します。	制度は障がい者福祉のしおりや医療機関等を通じて周知されており、令和元年度は申請が1件ありました。
手当の支給	難病患者の福祉の増進のため、難病患者福祉手当を支給します。手当の支給に当たっては、保健所と連携して制度の周知を行うほか、受給資格者に対しては、手当の受給を積極的に勧奨します。	保健所と連携し、受給者証の交付を受けた方に対し難病患者福祉手当の受給手続の周知を実施しました。受給者証を継続して交付されている方に対しても勧奨を行いました。令和元年度延べ受給者数：395名

(4) 発達障がい児(者)への支援

【取組の方向性】

市民が発達障がいの特性についての理解を深めることができるよう必要な措置を講じ、発達障がいのある人の自立や社会参加への協力意識を醸成します。また、発達障がいは、症状の発現後できるだけ早期に支援を行うことが重要であるとされていることから、発達障がいの早期発見や総合的な相談体制

施策・事業	内容	実施事項の詳細（実施事項がない場合は、その理由）
発達障がいに関する理解の促進	発達障がいについての知識と理解を深めることができるよう、市広報紙等において特集記事を掲載するほか、学習機会を設けます。	障害者差別に関する市職員研修会の際に発達障害に関するパンフレットを配布し、周知を図りました。
早期発見の取組	乳幼児健康診査等において発達障がいと疑われるとされた乳幼児に対して、保健所において専門医による発達相談を行い、障がいの早期発見に努めます。また、就学時健康診断の結果等を踏まえ、早期からの教育相談・支援体制を引き続き実施します。	<p>【保健センター・こども療育教室】</p> <p>保健センターとの連携により、乳幼児健康診査において発達上の問題を指摘された乳幼児の保護者と面接を行っています。また、こども療育教室の利用者の希望に応じて、就学する小学校や特別支援学校への引継を行っています。</p> <p>3歳5か月児健康診査（年22回）及び視力再検査（年3回）で視能訓練士による視力検査、自宅でのささやき声での聴力検査を実施しています。それぞれ精密検査が必要なケースについて、医療機関へ繋がりました。</p> <p>3～4か月児健康診査（年22回）、1歳6か月児健康診査（年22回）及び3歳5か月児健康診査（年22回）を実施し、発達障害が疑われるケースについて関係機関に繋がりました（療育教室49件）。</p> <p>令和2年3月実施予定の各健診2回分は新型コロナウイルスの影響で延期しました。ただし、3～4か月児健診2回分に関しては、市内医療機関での個別健康診査へ変更し実施しました。</p>
相談体制の構築	発達障がいのある人の特性に配慮しつつ総合的に相談に応じることができるよう、医療機関や保健所、茨城県発達障害者支援センター、教育委員会等の関係機関と連携して相談体制を整備します。	<p>【こども療育教室】</p> <p>こども療育教室の利用者の希望に応じて、竜ヶ崎保健所の発達相談への同行、教育委員会指導室との就学に関する面談の同席等を行いました。</p> <p>【社会福祉課】</p> <p>精神病院に入院中の発達障がい者が退院後に地域生活を送るにあたって、医療機関、保健センター、相談支援事業所等と連携し各種サービスにつなげました。</p>

3 ライフステージに応じた社会参加の支援と自立

3 ライフステージに応じた社会参加の支援と自立

3-1 教育の充実

(1)療育・発達支援体制の充実

【取組の方向性】

障がいのある児童や障がい疑われる児童の早期療育のため、母子保健事業の充実に努めるとともに、児童一人ひとりの状況に応じた療育・保育を実施します。

施策・事業	内容	実施事項（実施事項がない場合は、その理由）
未熟児の発達の支援	医師が入院養育を必要と認めた未熟児が入院治療を受ける場合に、養育医療費を支給します。また、乳幼児の養育上の必要に応じて、保健師等による訪問指導を行います。	医師が入院養育を必要と認めた未熟児が入院医療を受ける場合、養育医療を支給し、必要に応じて保健師等が訪問指導を行いました。
発育・発達の相談	保健センターにおいて、発達相談会を実施し、乳幼児の発育や発達についての相談を行います。	保健センターにおいて、発達相談会を実施し、乳幼児の発育や発達についての相談を行いました。また、必要に応じて関係機関を紹介しました。
自立支援医療（育成医療）費の支給	児童の早期の障がいの軽減を図るため、自立支援医療（育成医療）費を支給します。	身体上の障がいを有する児童が、その障がいの除去、軽減のために受ける手術等の医療について、医療費の一部を助成しました。
障がい児保育の充実	障がいのある児童の保育需要に対応するため、保育所において受入体制を整え、障がい児の入所に配慮します。	保育所への入所申請の際、障がいがある児童については、公立・民間保育所等に加配保育士の配置等により受け入れができるかを確認し、受け入れが可能な保育所に対して、当該児童を入所選考によらず、児童の健全な育成や発達のために優先的に入所できるよう配慮しています。
障がい児通所支援の提供	障がいのある児童や障がい疑われる児童に対して、児童発達支援や放課後等デイサービス等の障がい児通所支援を提供し、療育を実施します。	<p>【こども療育教室】 こども療育教室の利用者に対して、個別指導(1回1時間、月3回まで)、小集団指導(未就園児対象、週1回)、水療育(年8回)、個別の相談を実施しました。また、利用者の希望に応じて、入学する小学校や特別支援学校への引継や放課後等デイサービスに関する情報提供を行いました。</p> <p>【社会福祉課】 障がいのある児童や障がい疑われる児童に対して、児童発達支援、放課後等デイサービスの提供を行いました。</p>

(2) 障がい児(者)教育の充実

【取組の方向性】

一人ひとりの個性や可能性を伸ばすために、それぞれの教育的ニーズを把握し、学習や生活上の困難を克服し、社会参加するために必要な力を培います。そのため、一人ひとりにあった教育環境を実現し、障がいの特性に応じた教育を実施します。

施策・事業	内容	実施事項（実施事項がない場合は、その理由）
インクルーシブ教育の推進	障がいの有無にかかわらず、可能な限り共に教育を受けられるよう教育環境の整備を行うとともに、個々の児童の教育的ニーズに応じた教育を提供します。	障がいの有無にかかわらず、共に教育を受けられるよう教育環境の整備をしたり、介護補助員を活用したりと個々のニーズに応じた教育を提供しました。
校内支援体制の構築	特別支援教育コーディネーターを中心として、障がい児の校内支援体制を構築します。また、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家や介護補助員を活用して、障がい児の多様なニーズに応じた支援を提供します。	特別支援教育コーディネーターを中心に校内支援体制を構築している他に、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家や介護補助員を活用、総合教育支援センターとの連携をしながら、支援が必要な児童生徒のニーズに応じた支援を提供しました。
障がいの特性に応じた教育環境の選択	障がいにより支援を必要とする児童が、それぞれの特性に応じた教育環境が選択できるよう、就学相談や進路指導を実施します。	新学齢児：こども療育教室、守谷市総合教育支援センターと連携し、小学校や特別支援学校の見学や指導主事との就学相談を実施しています。 学齢児：特性に応じた教育環境が選択できるよう小中学校就学前に保護者対象の面談、学校見学を実施し、特性や本人・保護者のニーズに応じた進路指導に努めました。
教職員の資質向上	障がい児一人ひとりの教育的ニーズに対して適切な指導を行うことができるよう、教職員の資質向上のための研修を実施します。	特別支援学級担当の教員に向け、担当者研修会を行ったり、守谷市教育支援センターと連携し、スキルアップ研修を行いました。
学校施設のバリアフリー化	障がいの有無にかかわらず、全ての児童が通学する学校においてバリア（障壁）を感じることのないよう、学校施設のバリアフリー化を推進します。	児童生徒が安心して学べる環境整備として、御所ヶ丘小学校の大規模改修工事の中で車椅子利用者が安全に移動できるようエレベーターやスロープを設置し段差解消を行うとともに、多目的トイレを整備しています。（令和2年度継続）また、大野小学校屋内運動場改修工事ではスロープ等による段差解消と多目的トイレを整備しました。

放課後児童クラブでの障がい児の受入れ	障がいのある児童も放課後児童クラブの利用ができるよう、必要な職員を配置するなどして受入れ体制を確保します。	入所段階での保護者の申し出等により、個別面談を経て、可能な限り受け入れをしています。日常生活の対応については、学校と情報を共有・連携して保育にあたりました。
生涯学習情報の提供	公民館で開催する各種講座やイベント情報や、公民館等の定期使用団体の会員募集情報を提供します。また、文化、芸術、スポーツ、レクリエーション等の専門知識・技能を有している指導者を、要請に応じて紹介します。	公民館で開催する各種講座やイベント情報や、公民館等の定期使用団体の会員募集情報を市の広報誌やSNSなどを活用して提供しました。また、文化、芸術、スポーツ、レクリエーション等の専門知識・技能を有している指導者を、要請に応じて守谷市生涯学習人材バンクから紹介しました。

3 ライフステージに応じた社会参加の支援と自立

3-2 雇用・就労の促進

(1) 多様な就労の場の確保と支援

【取組の方向性】

障がい者の雇用について、企業等に対し理解の促進及び啓発の働きかけを行い、障がい者雇用についての気運を醸成します。また、障がい者に対しては、福祉サービス事業者や労政関係機関と連携して、就労の支援及び就労先への定着を支援します。

施策・事業	内容	実施事項（実施事項がない場合は、その理由）
障がい者の雇用についての理解の促進	市内の企業等に対し、障がい者の雇用についての理解促進と雇用の拡大を推進するため、公共職業安定所と連携して啓発活動を実施します。	公共職業安定所との連携は取れませんでした。地域自立支援協議会において、就労機会拡大を検討するため協議を行いました。守谷市障がい福祉サービス事業所連絡協議会の就労系事業所と協議を行う予定でしたが、中止になりました。
障がい者雇用に係る支援・助成制度の周知	障がい者を雇用しようとする企業等に対して、障がい者雇用についての支援や助成に係る制度を紹介するなどして、障がい者を雇用するに当たり憂慮される事項の解決を図ります。	企業等からの相談がなかったため、制度の紹介機会がありませんでした。
就職面接会情報の提供	障がい者と雇用を希望する企業等が一堂に会する「障がい者就職面接会」の開催情報を提供します。	障がい者就職面接会の開催情報を窓口や広報で周知しました。
就労のための訓練の実施	企業等への就労を希望する人に、就労に必要な知識及び能力向上のための訓練等を実施するため、就労移行支援の積極的な利用を支援します。	就労移行支援の積極的な利用を支援し、サービスの提供を行いました。
就労定着の支援	企業等に就労した障がい者が抱える就業面や生活面での不安や問題の解消のために、障害者就業・生活支援センター等の支援機関を通じて、就職後も安定した職業生活が送れるように継続的な定着支援を実施します。	支援機関を通じて、就職後も安定した職業生活送れるように就労定着支援のサービス提供を行いました。
公共機関での雇用	市役所において、障がい者を計画的に雇用します。	実施時期:9月 募集人数:1人程度 一次試験応募者数:31人 内定者数:1人

(2) 福祉的就労の場の充実

【取組の方向性】

福祉的就労を希望する障がい者の活動の場を確保するとともに、就労意欲の向上と工賃(賃金)水準の引上げを目指します。

施策・事業	内容	実施事項の詳細(実施事項がない場合は、その理由)
福祉的就労の場の確保	福祉サービス事業所や地域活動支援センターといった就労の場を確保し、障がい者が働く喜びを得られるよう支援します。	福祉的就労の場を希望している方に対して、相談支援専門員を中心に、サービスの利用の支援をしました。
製品の展示・販売機会の確保	障がい者の工賃水準の引上げや製品の制作意欲の向上のため、福祉サービス事業所等において障がい者が作成した製品の展示・販売の機会を確保します。	社会福祉協議会主催のふくしまつりにおいて事業所が出店し、展示・販売の機会を確保しました。
障がい者就労施設等からの調達の拡大	障がい者就労施設等で働く障がい者の工賃水準の引上げや働く場の確保のため、市における障がい者就労施設等からの物品や役務の調達を拡大します。	社会福祉協議会主催のふくしまつりにおいて事業所が出店し、展示・販売の機会を確保しました。

3 ライフステージに応じた社会参加の支援と自立

3-3 社会参加の促進

(1) 情報提供・意思疎通の支援

【取組の方向性】

障がいの有無にかかわらず必要な情報を得ることができるよう、市が発信する情報についてのアクセシビリティを向上します。また、障がいの特性に応じて意思疎通を図ることができるよう、必要な支援を行います。

施策・事業	内容	実施事項（実施事項がない場合は、その理由）
市広報紙等の音訳化	視覚に障がいのある人等への情報提供のため、市広報紙等を音訳化し、対象となる人に配布します。	【中央図書館】 音訳ボランティアかっこうにより、「広報もりや」「市議会だより」、朗読ボランティアコスモスにより「社協だより」が音訳化され図書館に提供していただいています。図書館では、それらをデジタイズし、障がい者サービスの登録者へ宅配しています。 ※DAISY(Digital Accessible Information System)視覚障がい者や普通の印刷物を読むことが困難な人々のためのデジタル録音図書国際標準規格
ウェブアクセシビリティの向上	市ホームページの運営に当たっては、利用者の年齢や障がいの有無にかかわらず、全ての人と同じようにホームページを利用できるよう、ウェブアクセシビリティの向上に配慮します。	市ホームページのウェブアクセシビリティについては、総務省「みんなの公共サイト運用モデル改定版（2016年度）」及びJIS規格に基づく試験を実施し、不適切な箇所について修正を行いました。また、各課のホームページ担当職員に対する研修会を実施しました。
「Morinfo（もりんふお）」による情報提供	各種イベントの開催情報や市民生活の利便性を向上させる情報を欲しいタイミングで入手できるよう、「Morinfo（もりんふお）」を運営します。	もりんフォト、Moriyaいきもの調査隊2019秋、市防災訓練での活用、成人式、市内イベントでのスタンプラリーなどで利用者の登録を促進しました。また、防災機能の拡張やコンテンツの追加等により情報の充実を図りました。
視覚、聴覚、音声・言語機能障がい者の意思疎通の支援	視覚、聴覚や音声・言語機能に障がいのある人の意思疎通や情報収集の利便性の向上のため、必要な日常生活用具や補装具を支給します。	日常生活用具及び補装具を32人に支給しました。

手話通訳者・要約筆記者の派遣	聴覚や音声・言語機能に障がいのある人が社会生活を送る上で円滑に意思疎通ができるよう、手話通訳者や要約筆記者を派遣します。	通院、教育機関における保護者会や面談などに手話通訳者の派遣を行いました。
手話通訳者等の育成	手話通訳者や手話奉仕専門員を育成するため、守谷市聴覚障害者協会の協力を得て手話講座を開催します。	基礎課程の手話講習会を実施しました。
意思疎通における合理的配慮の提供	市窓口等において、筆談や手話、聞き取りやすい言葉で話す等、相手の障がいの特性に応じた意思疎通を行います。	<p>【保健センター】 障がいを持った対象者に対して、状況を確認して、大きな文字で書く、ゆっくり大きな声で話すことを実施しました。</p> <p>【企画課】 来庁者の状況に応じて、筆談や会話のペースを相手に合わせるなどの配慮を行っています。</p> <p>【経済課】 プレミアム付商品券販売窓口において聴覚障がいの方が購入に来た際に、筆談による説明を行い販売を行いました。</p> <p>【国保年金課】 来庁者の状況に応じ筆談ボード等を活用し、円滑な意思疎通に努めました。</p> <p>【市民協働推進課】 各施設予約受付の際に、筆談で対応できるよう筆談ボードを活用しています。</p> <p>【こども療育教室】 こども療育教室の利用者に対して、絵カードや文字等を使い、本人の理解しやすい方法で伝えています。</p> <p>【秘書課】 障がい者の特性に応じた配慮を行っていきます。</p> <p>【社会福祉課】 筆談や話す口元を読んでもらうなどしています。</p>

(2) 移動の支援

【取組の方向性】

障がい者が気軽に外出することができ、社会参加が促進されるよう、移動に係る福祉サービス等の提供をはじめとして、移動手段の確保に係る支援を行います。

施策・事業	内容	実施事項（実施事項がない場合は、その理由）
移動を支援する福祉サービス等の提供	障がいの特性に応じて、通院等介助、同行援護、行動援護といった福祉サービスや移動支援を提供します。また、これらの福祉サービスの提供事業者の参入を促します。	通院等介護，同行援護，行動援護，移動支援の利用がありました。また，事業所の設立に関してと問い合わせがあった場合は，市内の事業所の数やサービスの提供状況等を案内しました。
自動車運転免許取得費・自動車改造費の補助	身体障がい者が社会参加のために自動車免許を取得した場合や所有する自動車を改造した場合に，その費用の一部を補助します。	自動車改造費申請あり
福祉タクシー券の交付	重度の障がい者が医療機関への受診等を目的としてタクシーを利用した場合に，料金の初乗り運賃相当額を助成します。	タクシー券269冊を交付しました。
コミュニティバスの無料化	障がい者手帳を有する人について，市が運行するコミュニティバスの運賃を無料にします。	モコバスは障がい者手帳を有する方について無料で利用できます。
スロープ付福祉車両の貸出し	障がい者や歩行困難な高齢者等とその家族に対し，スロープ付福祉車両を無料で貸し出します。	利用時間：原則平日 午前8時30分から午後5時まで（走行時の燃料等は利用者負担）
車いすの貸出し	突然のケガや病気などで，一時的に車いすの使用が必要になった人に対し，車いすを無料で貸し出します。	貸出期間：基本1週間以内，最大1カ月（学校等の福祉体験教育も含む）

公共交通機関等の割引制度の周知	障がい者の外出時の経済的負担を軽減するため、障がい者手帳を有する人が受けることのできる公共交通機関の割引制度や有料道路の割引制度を周知します。	「障がい者福祉のしおり」において、公共交通機関の割引制度や有料道路の割引制度について記載し、障害者手帳を交付する際に案内します。
移動時の合理的配慮の提供	障がい者が移動に際して困っているときは、段差を乗り越える手伝いをしたり、手を引いて安全な道筋を誘導するなど、協力できる範囲で移動を支援します。	<p>【保健センター】 歩行が困難な方に対しては、車椅子の案内を実施しました。</p> <p>【企画課】 エレベータ乗り場までの案内や、必要に応じてエレベータへの同乗などを行い、段差などがある場合は、補助を行いました。</p> <p>【経済課】 消費生活センターに来庁した相談者に対し、荷物を持ちたりしながらエレベーターまで案内をしています。</p> <p>【国保年金課】 車椅子を利用している方や歩行が困難な方にはエレベーターを案内するなど、庁舎内での移動支援に努めました。</p> <p>【こども療育教室】 こども療育教室の利用者に対して、支援が必要な場合は、手をつないだり、体を支えたりして移動のお手伝いをしています。</p> <p>【上下水道課】 下水道に関する相談のため、移動時に支援を必要とする障がい者の来所があったが、2階にある事務所までエレベーター等の移動手段が設置されていないため、駐車場に停車した福祉車両に職員が出向き、相談を受け付けました。</p>

(3) 文化・スポーツ活動等の振興

【取組の方向性】

障がい者の情操を養い、健康に維持に資することができるよう、文化活動やスポーツ等に取り組む機会や参加の機会を確保します。

施策・事業	内容	実施事項（実施事項がない場合は、その理由）
文化・芸術活動の支援	障がい者が作成した作品等の発表や展示の機会を設けるなど、文化的活動を支援します。	社会福祉協議会主催の「守谷市ふくしまつり」のイベントで障がい者が作成した作品等の発表や展示を行い、その後もいこいの郷や市庁舎ホールにおいて作品の展示を行いました。
スポーツイベントの開催	障がいの有無にかかわらず、多くの人々がスポーツに触れることができるよう、スポーツイベントを開催します。	スポーツフェスティバルにおいて、年齢に関係なく体験できる輪投げボッチャなどを取り入れ、障がいを持っている方の積極的な参加を促しました。

公民館, 体育館の使用の支援	文化活動やスポーツ等を推進するため, 障がい者団体が使用する場合の使用料を免除します。	市内の公民館をボランティア協会・障害児父母の会・聴覚障害者協会等が利用する場合には使用料を免除しています。
障がい者向けの図書の収集	視聴覚障がい者等の利用に供するため, 点字資料, 録音図書, 大活字本, 拡大写本, さわる絵本等の資料を収集します。	【中央図書館】 点字資料(雑誌), 録音図書(朗読CD), 大活字本を新規に受け入れました。これらの自館収集資料に加え, 点字図書館から資料を借用し, 利用者に提供しました。
情報の提供	障がい者を対象とした文化活動やスポーツについての情報を提供し, 活動への参加を支援します。	【こども療育教室】 各種イベントの情報をこども療育教室内の掲示板に掲示しお知らせしました。また, 県主催のスポーツ大会の案内を行った。